

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年12月12日午前10時00分			議長	金澤克仁
	散会	令和5年12月12日午後 2時01分			議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名 出席 23名 欠席 1名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	△
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○
	5	根岸裕美子	○	17	染谷和博	○
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○
	8	関川翔	○	20	結城繁	○
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中	村	修								
教	育	長	伊	藤	哲							
総	務	部	長	鈴	木	文	江					
政	策	推	進	部	長	齋	藤	嘉	彦			
財	政	部	長	田	中	英	樹					
福	祉	部	長	彦	坂	哲						
健	康	増	進	部	長	渡	来	真	一			
ま	ち	づ	く	り	振	興	部	長	野	口	昇	
建	設	部	長	前	野	拓						
都	市	整	備	部	長	浅	野	和	生			
教	育	部	長	井	橋	貞	夫					
消	防	部	長	岡	田	直	紀					
会	計	管	理	者	石	塚	幸	夫				
総	務	課	長	松	崎	剛						
子	育	て	支	援	課	長	佐	藤	睦	子		
区	画	整	理	課	長	稲	葉	克	彦			
子	育	て	支	援	課	副	参	事	松	崎	智	幸

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月12日（火）午前10時開議

日程第1	議員提出議案 第3号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第54号 議案第55号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第4	議案第57号 議案第58号 議案第65号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号） 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第66号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）
日程第7	議案第67号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議員提出議案 第4号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9	請願第43号	保育士等の処遇改善に関する請願
日程第10	意見書案 第6号	さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について
日程第11	意見書案 第7号	運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について
日程第12	決議案第2号	国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について
日程第13	決議案第3号	イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について
日程第14	議会運営委員会、建設経済常任委員会、デモテック戦略特別委員会の中間報告の件	

会議に付した事件

日程第1	議員提出議案 第3号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第54号 議案第55号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第4	議案第57号 議案第58号 議案第65号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号） 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第66号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）
日程第7	議案第67号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議員提出議案 第4号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9	請願第43号	保育士等の処遇改善に関する請願
日程第10	意見書案 第6号	さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について
日程第11	意見書案 第7号	運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について
日程第12	決議案第2号	国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について
日程第13	決議案第3号	イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について
日程第14	議会運営委員会、 建設経済常任委員会、 デモテック戦略特別委員会の中間 報告の件	

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。欠席届、細谷典男君から、体調不良のため欠席届が提出されています。インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 議員提出議案 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 3 号 例の一部を改正する条例について

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、議員提出議案第 3 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。付託案件について委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤隆治君。

〔議会運営委員長 佐藤隆治君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤隆治君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の佐藤隆治です。議会運営委員会に付託されました議員提出議案第 3 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を御報告いたします。皆さん、委員会記録や傍聴、ネット配信で審査経過を御理解いただいているとおり、本案については活発な質疑があり、また 2 名の委員から賛成討論、1 名の委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成少数で否決になりました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたずために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成す

ること及び何々を求めて賛成、反対との討論は行わないよう、厳しく注意します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 委員長報告が否決のため、賛成討論から許します。

結城 繁君。

〔20番 結城 繁君登壇〕

○20番（結城 繁君） おはようございます。結城 繁です。私はこの議案の提出者ですが、賛成討論をさせていただきます。まさか署名をしていた細谷議員が欠席するとは夢にも思っていませんでした。既に提案理由の中でも述べていますが、市議会議員は二元代表の一翼であり、独立機関になっています。ですから、市長と区別した条例にする必要があるということが大きいと思っています。昨日の議運の反対討論では、現行の条例では区別されていると認識しているということがいわれていましたが、私が今回提出したのは第5条の期末手当についてです。現行で「市長等の例による」と書かれています。なぜ議員について書いてある文言に「市長の例による」とあるのでしょうか。市長の期末手当が上下すれば、議員も追従するということになります。これは、独立機関である市長と議会とは区別すべきだと思っています。既にそのように分けた条例にしている議会も、近隣では、守谷市議会、我孫子市議会、柏市議会など実施されています。隣の我孫子市議会に至っては、今議会では職員の報酬に関する議案しか出されていません。市長に——市長や議員については、審査会にかけてから出されるというようなことを聞いています。また、市長は常勤特別職ですが、私たち議員は非常勤特別職になっています。これは令和4年度の例ですが、常勤の市長の期末手当は約320万円、議長は約180万円、我々議員は約150万円。常勤の市長は、我々議員と比べても安く感じられます。その常勤と非常勤を一緒の条例にするのはいかかかなと思っています。また、今回の人事院勧告は、一般職の公務員が対象になっているのは御承知のとおりだと思います。人事院勧告とは、国家公務員の給与に関する勧告を行う機関であり、労働基準——労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものです。人事院は毎年国家公務員の給与に関する勧告を行っており、その勧告は常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われています。議員はこの制度の対象外です。なので、期末手当の増額については、一般職員の人事院勧告のスライド制と考えられてしまいます。国のほうでも通知で、かかる方式を採用することがないようにと、釘を刺しています。公務員の給料や期末手当については賛成ですが、議員の勧告には——議員の場合には5条にしっかりと明記して、市民に分かるようにすべきだと思っています。そして、第5条に明記することによって、議会で期末手当をどうするかを議論したほうがよいと思います。現状では、市長が上がらなければ、議員も上がらないからです。しかし、今回の条例改正が可決されれば、議会として増額も可能になると思います。昨日の議会運営委員会で、議長から来期への申し送り事項として3つほど出されました。その中に、報酬についての話が出ました。もちろん、これには報酬等審議会を開くことが義務づけられますが、取手市議会では平成10年11月以降、1回も開かれていないとのこ

とです。報酬等審議会を毎年開いている先進自治体も存在しています。地方自治法 203 条 1 項には議員の報酬、3 項には期末手当についての条項があります。報酬や議員定数の問題も含め、市民の方々の意見を聴いて審議していくことが、議会改革度日本一の取手市議会ではないでしょうか。また、この報酬とは関係ありませんが、折しも政治資金パーティーをめぐるキックバック裏金問題がニュースになっています。私たちも、報酬の増額や期末手当の増額については正々堂々と審査会にかけるべきだと思います。そのときには、議会改革度日本一も評価の対象になると考えます。それが市民に開かれた議会として評価されてきた取手市議会だと思います。私たちの報酬も期末手当も、全て税金から頂いているんです。そこで私は議員の選挙に——20 年前に出たわけですけども、びっくりしたことがあります、供託金という制度です。供託金を預ければ、税金を滞納していたり、自己破産をした人でも選挙に立候補できるのを知って、びっくりしました。ですからこそ、市民に感謝をしながら私たちは政治を行っていかねばいけないというふうに思っています。日本は制限選挙から普通選挙になったので、このことは公職選挙法で規定していると思います。忘れていけないのは、市民の税金を頂いているという重みを感じながら議員生活を——議員活動をしなければいけないということです。以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。反対討論の方。
岩澤 信君。

〔10 番 岩澤 信君登壇〕

○10 番（岩澤 信君） 創和会、岩澤 信です。議案提出議案第 3 号、取手市議会の——もとい、議員提出議案第 3 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。反対理由に——もとい、提案理由に、議員の期末手当については特別職である市長等の例によるとされているが、二元代表の一翼である市議会議員は市長とは区別する必要がある、とされています。私の認識では、二元代表制とは、市長と市議会議員が——市議会議員を市民が共に直接選挙で選ぶ制度であり、市民の代表となる市長と市議会がお互いに対等の立場で、市長からの提案・提出された予算や条例などを議会で議決することと認識しております。また私たち市議会議員の期末手当に関する規定については、取手市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例で定められ、市長は取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例として定められ、区別されている状況です。4 年前に議案提出者が、議案第 64 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が提出された際、本会議最終日での討論として、条例改正案を議員提出しようと考えたが、直前に、我々の改選を控えた最後の議会で提案するより、改選後に新しい議会において審議をし、皆様の御協力の下に進めるべきとの発言に私は賛同いたします。よって、改正後の議会で、条例改正について議員の期末手当の支給率は幾つが適正かを慎重に検討する必要があると考え、議員提出議案第 3 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論といたします。以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

[5番 根岸裕美子君登壇]

○5番(根岸裕美子君) とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。現在は、議長、副議長及び議員の期末手当に関する取決めは、取手市特別職の職員の期末手当に準ずる形になっているため、特別職の期末手当が増額すると、自動的に議員の期末手当も増額となります。議員報酬が市民の知らぬ間に増額になっていると言っても過言ではありません。今回、条例改正することで、期末手当の増減が特別職職員とは切り離され、よりクリアになり、市民への情報公開が進むことになると思います。よって、本条例に賛成いたします。

○議長(金澤克仁君) ほかにありませんか。反対討論の方——賛成討論。

山野井 隆君。

[16番 山野井 隆君登壇]

○16番(山野井 隆君) 国民民主党、会派みらい、山野井 隆でございます。議員提出議案第3号、取手市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。国民民主党は、家計第一の経済政策を推し進めるために、給料が上がる経済の実現を訴えています。直近の消費者物価指数からも、賃上げが物価高騰に追いついていない状況が続いています。労働組合組織である連合の春闘2024の方針では、5%以上の賃金の底上げを目標としております。賃上げの機運ではありますが、公務員にはスト権がないため、給与や期末手当の昇給は人事院勧告に委ねられます。現状では、それと同時に議員の期末手当も自動的に昇給する制度設計となっています。議員報酬については、報酬審議会の答申を得るなど、社会情勢を踏まえた決定が必要であります。岸田総理も昇給分を国庫に返還するなど、国民の理解を得られないと判断したものと思われます。取手市議会においては、そのような制度を改正するためこの議案に賛成いたします。

○議長(金澤克仁君) ほかにありませんか。反対討論の方は。石井めぐみさん。——じゃなくて、反対討論の方いないんで、賛成討論で。

石井めぐみさん。

[13番 石井めぐみ君登壇]

○13番(石井めぐみ君) 会派みらい、石井めぐみです。議員提出議案第3号、取手市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。今回の職員の給与と期末手当の増額に対しては、人事院勧告によるものです。しかし、議員には人事院勧告は及んでおりません。民間の給料が上がっていない状況の中で、職員の給与・期末手当の増額に関しては賛成ですが、議員の給与・期末手当の増額には、日本維新の会の身を切る改革の考え方としては、民間の賛同が得られないため、この提出議案には賛成いたします。

○議長(金澤克仁君) ほかにありませんか。

関戸 勇君。

[12 番 関戸 勇君登壇]

○12 番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。この議案——議員提出議案第 3 号に賛成する立場から討論をいたします。職員の給与に関して——公務員の給与に関して、人事院の勧告によって、これまでも上がったりがったり下がったり、私は、本当にエレベーターではないんですから、やっぱりきちっと生活できる、そういう給与、報酬【「報酬」を「期末手当」に発言訂正】でなければならないというふうに思っています。私たち共産党もそういう立場です。今回のこの議案提出——議員提出議案第 3 号は、そういう意味では、これまでのように職員が上がると自動的に議員も上がると、こういうことでいいのかという、そういうことをやっぱり問う非常に大事な提案だというふうに思っています。多くの国民——市民の皆さんは、大変な物価高の中で苦しんでいます。賃金が上がったといいますが、アンケートを見ると明らかなように、非正規の多くの働く人たちの賃金は上がっていない、そういうのが実態です。こういう中で、今回のように職員の報酬【「報酬」を「期末手当」に発言訂正】が上がるると同時に議員の報酬【「報酬」を「期末手当」に発言訂正】も上がるという、こういう制度について、やはり見直す本当に大事な時期——機会だというふうに思っています。そういう意味では、議員の報酬【「報酬」を「期末手当」に発言訂正】については、やはり議員の報酬に関する審議会など開いて決めていくということだというふうに思います。そういう点からも、ここではつきりさせておく必要があるというふうに考えます。そういう理由から、この議員提出議案第 3 号に賛成するものです。

〔「報酬じゃなくて期末手当だよ」と発言する者あり〕

○12 番（関戸 勇君） 期末手当です。訂正をいたします。よろしくお願いします。

○議長（金澤克仁君） 訂正を認めます。ほかにありませんか。——討論なしと認めます。これで、1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論はありませんか。

結城 繁君。

[20 番 結城 繁君登壇]

○20 番（結城 繁君） 結城です。反対討論は 1 つしかありませんでした。なので、岩澤議員が行った反対討論の中で討論したいと思います。先ほど二元代表制が選挙によって選ばれているから——私の考えとちょっと違うのは、選挙によって別々に選ばれるからこそ独立しているんですよ。多分、議会基本条例、これを読めば分かると思います。「取手市議会は、日本国憲法がうたう地方自治の下、市民から負託を受けた市長とともに、二元代表制の一翼として、市民の意思を把握し、実現化するために責任ある役割を担っている」、これが議会——取手市の議会基本条例の前文に書いてあります。これは一翼ということですから、二元代表というのはそれぞれ独立した形を取っているんです。それが市長と一緒になってしまうということを改正するために、この条例案を出しているわけです。それともう一つ、改選が間近なのというお話がありました。実はこれ今から思い出すと 8 年前——議員の定数を削減するというのが、多分その改選間近に出されて、26 から 24 に下がって現在に至っていると思います。そのときもやはり次のときに任せず、そういった形の議員定数の削減を行ったという事例もあります。ですから私はこの——私

が提案した議案、これには賛成で、今の岩澤議員の言ったことには反対です。

○議長（金澤克仁君） 反論の討論はありませんか。——ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。これで——以上で、討論を終わります。

これから、議員提出議案第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。全員の入室を確認しました。

議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、本案に対する委員長の報告は否決です。議員提出議案第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

〔議長 金澤克仁君表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 議員提出議案第3号について、議長は否決と採決します。したがって、議員提出議案第3号は否決されました。

日程第2 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金澤克仁君） 日程第2、議案第54号及び議案第55号を一括議題といたします。付託案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、岩澤 信君。

〔総務文教常任委員長 岩澤 信君登壇〕

○総務文教常任委員長（岩澤 信君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました、審査の結果と経過を御報告いたします。まず初めに、議案第54号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑がありました。自治法が改正され提案されているが、どのような経緯を——経過を経てできているのかとの質疑に対し、「法の改正があり、それを遵守した形で条例の改正が必要なものについて、その施行の時期等を踏まえ、適切なタイミングでの条例改正でつなげていく」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第54号は可決となりました。

続きまして、議案第55号、取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑がありました。今後の整備計画はこれからののかとの質疑に対し、「整備という点では現状、白い枠線で区切られている部分について、

色の塗り直し等は検討しているが、ラック式や屋根をつける等、そのような整備については今のところ予定はしていない」との答弁がありました。また、放置自転車についての対処はあるのかとの質疑に対し、「新たな自転車駐車を整備するという話は協議させていただいているが、放置自転車については、今後も対応はさせていただく予定となっている」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第 55 号は可決となりました。以上となります。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 54 号及び議案第 55 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 54 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、取手市自転車駐車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 55 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 56 号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（金澤克仁君） 日程第 3、議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、岩澤 信君。

〔総務文教常任委員長 岩澤 信君登壇〕

○総務文教常任委員長（岩澤 信君） それでは、当委員会に付託されました議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を御報告いたします。2名の委員から質疑がありました。この議案が可決された場合、増額分はいつの支払いになるのかとの質疑に対し、「今回の改正によつての給与——給料・期末手当の増額分については、差額ということで1月25日に支給する予定である」との答弁がありました。また、今までに人事院勧告で下げるといふことはあつたのかとの質疑に対し、「給料また期末・勤勉手当の引下げについて人事院勧告が出されたケースがあり、給料の場合には、翌月の1月から給与改定で引き下げた給料を支給するという形を取っている」との答弁がありました。また、人事院勧告で減額の場合、職員さんは下がるが、常勤の特別職・非常勤の特別職には及ばないのか、との質疑に対し、「国家公務員の特別職については、一般職を対象とする人事院勧告を踏まえ法律を改正すると聞き及んでおり、一般職がそのような対応になつた場合、国家公務員の特別職についても法律改正において、同率の率ではないが、そのような対応が取られていると認識している」との答弁がありました。討論はなく、1名の委員が退席、表決を棄権し、全員賛成で議案第 56 号は可決となりました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

結城 繁君。

〔20番 結城 繁君登壇〕

○20番（結城 繁君） 結城でございます。私は今回、この議案第 56 号、総務委員会で審議されたんですが、退席させていただきました。その理由は、私が先ほど出した議員提出議案第 3 号によるものです。私は基本的に取手市職員の給与に関する——給与を上げていくことに対しては反対ではありません。しかし、この 56 号には私たち議員の部分も入っていたので、私は提出議案として第 3 号を出しました。しかしこれは議長によって否決されました。私は基本的に人事院勧告をやはり職員に対しては出していますので、この 56 号に対しては賛成いたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 以上で、討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わつたことを確認してください。

議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第58号 市道路線の認定について
議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（金澤克仁君） 日程第4、議案第57号、議案第58号及び議案第65号を一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、岩澤 信君。

[総務文教常任委員長 岩澤 信君登壇]

○総務文教常任委員長（岩澤 信君） 当委員会に付託されました議案第57号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を御報告いたします。1名の委員から質疑がありました。今回の条例の一部改正、離隔距離という見直しについて、蓄電池の距離というのはどういうふうに改正されたのか、との質疑に対し、「蓄電池設備の今回の条例改正については、現行の蓄電池設備、主に自動車用のバッテリーを想定していたもので、近年増えているリチウムイオン蓄電池などの新たな蓄電池設備の多様化に対応するため改正するものである。離隔距離については、野外に設ける蓄電池について、建築物から3メートル以上の離隔距離を保たなければならないが、総務庁——総務省消防庁告示によるもの、また取手市消防庁が、火災予防上支障がないと認める構造に有するものについては、その3メートルの離隔距離は不要というものになる」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第57号は可決となりました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 次に、福祉厚生常任委員長、関川 翔君。

[福祉厚生常任委員長 関川 翔君登壇]

○福祉厚生常任委員長（関川 翔君） 福祉厚生常任委員会委員長、関川 翔です。福祉厚生常任委員会に付託されました議案第65号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。質疑・討論はなく、議案第65号は採決の結果、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 最後に、建設経済常任委員長、染谷和博君。

[建設経済常任委員長 染谷和博君登壇]

○建設経済常任委員長（染谷和博君） 建設経済常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を御報告いたします。議案第58号、市道路線の認定について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決いたしました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

関戸 勇君。

[12番 関戸 勇君登壇]

○12番(関戸 勇君) 日本共産党、関戸 勇です。議案第57号の委員長報告について、質疑をいたします。今回の火災予防条例の一部を改正する条例で、蓄電池のほかに、まきストーブなどについて、質疑あるいは審議の中での答弁などありましたでしょうか。お聞きしたいと思います。

[12番 関戸 勇君質疑席に着席]

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、岩澤 信君。

[総務文教常任委員長 岩澤 信君登壇]

○総務文教常任委員長(岩澤 信君) それでは、関戸委員の質疑に対し答弁いたします。まきストーブについての質疑等ございました。ただ詳細については、こちら議事録のほうを見ていただければと思います。ちょっと質疑また答弁が非常に長くて、まとめ切れてない部分もございましたので、ぜひ議事録を御一読していただき、自分の答弁も併せて――質疑も併せて確認していただければと思います。以上です。

[総務文教常任委員長 岩澤 信君答弁席に着席]

○議長(金澤克仁君) 関戸 勇君。

○12番(関戸 勇君) 今回の条例改正の大事な部分だというふうに思って質疑をしました。近年、まきストーブ、相当民家でも増えています。これまでは法律一絡みになっていたと、これが今回分かれたということだったので、そこについてもう少しお聞きしたいなというふうに思いました。議事録などさらに確認して――していきたいと思います。大事なところだというふうに思いましたので、質疑をいたしました。以上です。終わります。

○議長(金澤克仁君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(金澤克仁君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(金澤克仁君) 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第57号、議案第58号及び議案第65号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第57号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長(金澤克仁君) 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押

してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第65号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第65号は可決——もとい、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第5 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）
議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（金澤克仁君） 日程第5、議案第60号から議案第64号までを一括議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、岩澤 信君。

[総務文教常任委員長 岩澤 信君登壇]

○総務文教常任委員長（岩澤 信君） それでは、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項についての、総務文教常任委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。2名の委員から質疑がありました。市有財産管理に要する経費、カシノナガキクイムシの被害にかかる経費について、対象となっているところの樹木の本数は、との質疑に対し、「2か所であり、全部で15本である」との答弁がありました。また、被害の拡大を防ぐための対応については、との質疑に対し、「カシノナガキクイムシによって枯れてしまったこの樹木を放置すると、幼虫がふ化して被害が拡大してしまうため、茨城県の林業技術センターのホームページにも登載——登載されているナラ枯れの概要と対応についてに基づいて、木から成虫が飛び出す前の4月までの時期に対象の木を伐採し、燻煙処理を行っている」との答弁がありました。また、会計年度任用職員に要する経費について、育児休業を取得している職員が増えているが、どのくらい代替職員を配置して——する見通しなのか、との質疑に対し、「令和5年度の当初予算において、おおむね産休・育休代替の職員を8人程度という形で見込んでおり、補正については4人分相当の報酬の補正額ということになる」との答弁がありました。また、自転車駐車場の維持管理に要する経費について、土地の無償提供の協議が撤回になったと伺ったが、これまでの

協議についてはいかがかとの質疑に対し、「無償提供を受けるに至った協議の内容として、ゆめみ野の自転車置き場について、歩道部に自転車があふれているという状況であり、新たな自転車駐車場の設置に向けて令和5年5月に関東鉄道株式会社との協議を——協議の場を設け、関東鉄道側から、整備の工事費を取手市が負担すれば対象の土地を無償貸与するという提案を受け、整備に向けて、9月の定例会補正予算で計上させていただき、承認いただいた次第が協議の内容である」との答弁がありました。また、交通安全の施設整備に要する経費、道路反射鏡設備工事について、市内には現在どれくらいの数があるのか、との質疑に対し、「取手市内の設置の数は2,500基となります」との答弁がありました。また、教育振興に要する経費、4年ごとに全面改訂になることで補正を出されているが、4年ごとの全面改訂になる金額についての補正、年度当初の予算を教えてくださいとの質疑に対し、「この予算書の値段についてはまだ決定しておらず、2月に決定するという事となっており、デジタル教科書と指導書の値段、そのセットというのはまだ決まって——セットということで決まっているとの現状」との発言がありました。討論はなく、全員賛成で議案第60号のうち、当委員会所管事項は可決となりました。詳細については議事録のほうを御確認ください。以上です。

○議長（金澤克仁君） 次に、福祉厚生常任委員長、関川 翔君。

〔福祉厚生常任委員長 関川 翔君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（関川 翔君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第60号及び議案第62号から議案第64号について、審査の経過と結果を報告します。まず、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）所管事項についてです。質疑・討論はなく、議案第60号は採決の結果、全員賛成で可決しました。

次に、議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。質疑・討論はなく、議案第62号は採決の結果、全員賛成で可決しました。

次に、議案第63号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。質疑・討論はなく、議案第63号は採決の結果、全員賛成で可決しました。

最後に、議案第64号、令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。質疑・討論はなく、議案第64号は採決の結果、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 最後に、建設経済常任委員長、染谷和博君。

〔建設経済常任委員長 染谷和博君登壇〕

○建設経済常任委員長（染谷和博君） 建設経済常任委員会に付託された議案の審査の経過を御報告いたします。議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）所管事項について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決いたしました。

続いて、議案第61号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決いたしました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

久保田真澄さん。

〔6番 久保田真澄君登壇〕

○6番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論をいたします。この中で、ふるさと取手応援寄附金推進事業について、市内事業者の返礼品が好評なこと、今年度に入り実施している推進策が功を奏していることなどから、当初の予算を上回る見込みとなったことは、歳入の確保となります。また、わくわく取手生活実現事業で、東京23区または東京圏から市内に移住する申請者が増加しているのは、地域の活性化につながります。以上のことから賛成といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第60号から議案第64号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第60号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 64 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 66 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（金澤克仁君） 日程第 6、議案第 66 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） 議案第 66 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 7,363 万 7,000 円を増額し、予算総額を 472 億 7,091 万 9,000 円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であります。国の経済対策を踏まえた補正予算が 11 月 29 日に成立し、その中で、物価高騰の影響に対応するため、地方公共団体が地域の実情に合わせてきめ細やかな支援を実施する——実施できるよう、国から臨時交付金が追加配分されることとなりました。これを活用し、主に子育て世帯を中心とした生活者に対する支援を行います。具体的にはまず、とりでっ子応援給付金として、中学生以下の子どもがいる世帯に対して、子ども 1 人当たり 1 万円を給付し、物価高騰に対する生活支援を行います。次に、給食費等の負担軽減事業です。現在も保育所等や市立小中学校の給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰の相当額を措置しておりますが、これを令和 6 年度においても継続してまいります。次に、省エネ家電買替え補助金として、既存の家電製品を省エネ家電に買い換える市民への補助金を交付し、家計の負担を軽減するとともに、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図ります。

補正予算の 2 点目は、特別会計への繰出金の増額であります。取手駅西口都市整備事業特別会計において、当初予算に計上した国庫補助金が減額内示を受けたことによる事業費の減額及び国の令和 5 年度補正予算の対象となったことによる事業費の増額を行うことから、財源調整として一般会計からの繰出金を増額しております。

以上、議案第 66 号につきまして提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては、御手元の議案書を御参照くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

染谷和博君。

〔17番 染谷和博君登壇〕

○17番（染谷和博君） それでは質疑させていただきます。ただいま市長から説明がございました、とりでっ子応援給付金につきまして、これはいつ頃までに関係者のところに届くようになるのでしょうか。

〔17番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、佐藤睦子さん。

〔子育て支援課長 佐藤睦子君登壇〕

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 子育て支援課、佐藤でございます。染谷議員の御質疑——御質問に答弁させていただきます。児童手当受給者を支給対象としております方に関しましては、1月17日に通知の発送をいたします。その後1月23日に辞退届の受付をいたしまして、2月19日に給付の予定となっております。それ以外の申請者、こちらに関しては、転入の方もしくはその後、出生された方に関しまして、やはり1月16日火曜日に通知の発送いたしまして、2月9日金曜日が申請の締切り、その方々に対する最終給付に関しましては3月19日火曜日としております。以上でございます。

〔子育て支援課長 佐藤睦子君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） それではお伺いします。これ対象者の方は、通知が届きますと、自分で申請をしなければいけないのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 染谷議員の御質問にお答えいたします。

○議長（金澤克仁君） 佐藤課長、先ほどもそうだったんですけど、御質疑……。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 質疑、失礼いたしました、質疑にお答えさせていただきます。先ほど私が申し上げました児童手当の受給者に関しましては、プッシュ型で該当している方に速やかに支給をさせていただきます。そのほかの出生する方、12月31日時点なんですけれども、出生する方と、あと転入の方に関しては、申請という形で支給をさせていただきます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博。

○17番（染谷和博君） ありがとうございます。特に何らかの手续を取らなくていいということは大変よかったなと思っております。3点目にある省エネ家電買換え補助金なんですけど、こちらに関しましては——前回やったときに非常に評判がよくて、申し込んだけど駄目だったという方がいらっしやったようなことを伺ったんですけど、前回どの程度の方が申込みから漏れたというのは、正確な数は分からないと思うんですけど、そのようなことは把握してますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 染谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。前回の省エネ家電の買替え補助金——7月20日から申請を受付いたしまして、9月28日時点で1,174件の申請があり、予算額に達したため申請の受付を終了しました。その中で、1件の方が申請に漏れたというような形になっております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

染谷和博君。

〔17番 染谷和博君登壇〕

○17番（染谷和博君） 議案第66号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）に、賛成の立場で討論させていただきます。国は、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対応するため、地方公共団体が地域の事情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加配分いたしました。取手市としましては、とりでっ子応援給付金、先ほどお聞きしました児童手当を受け取っている方はプッシュ型で手続することなく受け取れます。また給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐための給食費の負担軽減事業、そして前回非常に評判がよかった省エネ家電買換え補助金などの事業を実施します。子育て世帯にとって大切な支援策と評価し賛成の討論といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第66号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 67 号 令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第 3 号）

○議長（金澤克仁君） 日程第 7、議案第 67 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） 議案第 67 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,148 万 9,000 円を増額し、予算総額を 15 億 3,681 万 4,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、取手駅北——もとい、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の増額を計上しております。内訳としましては、工事請負費の増額となります。このたび国の令和 5 年度補正予算の対象となったことから、新たな駅前交通広場の開通に向けた仕上げ工事を進めていくものであります。

次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、国庫補助金の増額、土木債の増額、一般会計繰入金の増額を計上しております。

以上、議案第 67 号につきまして提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては御手元の議案書を御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。西口特会の補正予算なんですが、今の市長の説明だけではちょっと分からないので具体的に伺いたいと思います。国の補助金についてなんですが、これまで一般質問の中で、全額入ってこない、あと 2 億 5,000 万円という説明もされてきましたが、今回の補正では歳入歳出予算補正という第 1 表を見ますと、905 万 9,000 円となっておりますが、この説明を具体的にお示してください。

[24 番 加増充子君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。令和 5 年度当初予算におきましては、補助金のベースといたしまして約 3 億 3,900 万円ほど要望していたところでしたが、茨城県内の調整なども含めまし

て、2億——約2億1,400——2億1,220万ほどの内示をいただいていたところでございまして、当初予算から考えますと、1億2,700万ほどの減額となっていた状況でございます。今回12月の国の補正予算におきまして、補助金といたしまして1億3,600万円ほどの内示をいただいたことから、合計いたしますと国の補助金——国の補助金の額といたしましては約900万円ほどの増額となりました。これまで新たな駅前交通広場の仕上げ工事の発注が遅れているという状況でございますけれども、今回の補正予算におきまして、補助金——国の補助金を内示をいただいたことによりまして、最低限、駅前交通広場の開通に必要となる仕上げ工事の発注が進められることとなりました。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今の部長の内容は、この補正予算の概要の西口都市整備事業特別会計予算の、この一覧表を示しての説明だったかと思うんです。そうしますと、905万9,000円だという計算になりますね。最初見たとき、あと2億5,000万だって言われた中で、なぜこのような数字になったのかちょっと検討できなかったのが何だったんですが、そうしますと、これで要望した国への補助金は、全部ということなんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。当初要望した補助金の額につきまして、その額を頂いたところでございます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまでの駅前交通広場の整備がなかなか進まない。その一つに、国からの補助金がまだ入ってこないということを繰り返し説明されたんですけども、そうしますと、この補正後の事業の進捗についてはさらに加速されていくんでしょうか、具体的に。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。この補正予算の承認いただいた後、速やかに発注手続きに入りたいと考えております。工事内容につきましては、今までも答弁させていただいたとおりに最終仕上げということで、車道表層舗装とか、歩道の——歩道の舗装とか、照明や道路標識などの仕上げ工事を行いたいと思っております。しかしながら、ちょっと当初予定しておりました駅ビル側のバスシェルターといった道路附属の施設の一部が、今回の工事では着手することができないので、その部分の工事につきましては開通後の施工となります。ただ、第一目標でありました交通広場の開通に向けて、最低限、安心して通行できる空間は整備する工事を発注するだけの補助金を頂けたと考えております。今後、請負業者をはじめ、バスやタクシー、警察などの関係機関と調整を図りながら、なるべく早い時期に、かつ安全に開通できるスケジュールを計画してまいります。その時期につきましては、令和6年春を目標に目指しておりますが、明確なスケジュールが定まりましたら、御報告させていただきます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまでの話の流れでいくと、国の補助金がついてないから遅れが出ているという、その原因が補助金つかないという話を繰り返されましたけれども、今回補助金がついてもその事業の進捗は、本来ならば令和6年3月31日整備ということが答えられ——お答えになってきたんですが、それは若干遅れ、春頃ということで、補助金が入ったからすぐということではないということ、遅れはこれまでどおりの説明だということで、私、受け止めております。それでよろしいんですね。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。当初より目標としましては、令和6年3月31日を目標として今まで進めてまいりましたけれども。まず第一に、国の補助金というところはもちろんございました。またそのほかに資材の調達の間を要していることでありますとか、様々な要件も含まれてきてしまいました。そのような中で、今後、御承認いただけましたらば、速やかに工事を発注して、そして開通へと向けて、遅滞なくスケジュール感を持って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

根岸裕美子さん。

〔5 番 根岸裕美子君登壇〕

○5 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第67号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑をさせていただきます。今、加増議員のほうからの質疑で概略は分かったんですけども、もう一度、再度確認させていただきたいんですけども、今まで市民に対して、令和6年——令和6年の3月31日完成だというふうに周知をさせて——してきたところなんですけれども、それはもう今回の補正でも間に合わず、しかし、その後、なるべく早い時期に完成するということ、そこだけでも1回確認をお願いします。

〔5 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。確かに市民の方々には、交通広場令和6年3月31日ということで周知をさせていただきましたが、数か月ほど遅れるということになって、この工事業者と——工事が——契約が決まりました工事業者と調整しながら、関係事業者と協議しながら、正確な開通時期が決まりましたら速やかに報告させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5 番（根岸裕美子君） ぜひ、早急な確定をよろしくお願いいたします。この、今回補正予算がついた——ついたら、この後、さらにその議会の議決が必要になるような案件というのはあるかどうか、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。補正予算が承認されましたら、速やかに発注手続に入らせていただきます。今後の予定としましては、来年1月に入札、そして仮契約を締結させていただきまして、そのあと本契約の契約締結の議案を、速やかに議会のほうに提出させていただく予定でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 先ほども説明があったと思うんですけども、それで、その契約案件の議決をもって最終で、まずは開通までの——何ですか、手続は終了するという理解でよろしいですか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。そうですね、開通までの工事につきましては、これの議案を提出させていただく予定の工事で終了となります。ただ、区画整理事業はまだこれからも続きますので、A街区の造成工事とか、あと先ほど言ったバスのシェルターの取付けとか、それにつきましては、また予算を確保して発注していきたいと考えております。以上です。

○5番（根岸裕美子君） 以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第67号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、反対討論いたします。国の第二次補正予算に伴う今回の議案です。駅前交通広場完成まで、あと僅か——僅かとなってきました。しかし、一般質問の中での部長答弁は、令和6年3月31日を目標に頑張っていくと答弁する一方で、事業の遅れがあると説明を繰り返してまいりました。駅前交通広場の整備は多数の市民の皆さんの強い要望であり、早急な整備が強く求められております。今回の国の補正予算がついたものの、区画整理の第7回の事業計画見直しで、その都度、事業の延伸を繰り返しながら、令和5年度末完成予定としてきた駅前交通広場の整備期日も遅れ、A街区の使用収益開始時期の見通しも明確に示すことができません。事業の遅れは、事業費の膨張を繰り返したばかりか、駅前の衰退、取手市の衰退をも招いてきました。これら

の事態に至った西口開発について、取手市は深く反省し、これ以上の事業費膨張による税金投入は避けなければなりません。区画整理事業がスタートしてから30年も経過し、最終の駅前交通広場の完了が見えてこないことに、市民の皆さんからは、一体税金を使い—どれだけ税金を使い、いつになったら整備が終わるのかと批判の声が寄せられています。事業の遅れは、取手市の身の丈を超える西口開発とその開発手法が、区画整理事業と合意なき再開発事業との合併施工で進まれ—進められてきたことが大きな要因であることは明らかです。市は、区画整理事業の速やかな収束を図ること、A街区再開発事業からの勇気ある撤退、地権者を主体に土地利用の再検討を図るべきです。以上申しまして反対いたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第67号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議員提出議案 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 第4号

○議長（金澤克仁君） 日程第8、議員提出議案第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議員提出議案第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。この提案理由にもありますように、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するために、本条例の一部を改正するものであります。この条例提案と同じ内容を、令和4年第1回定例議会で修正動議として示してきた経緯があります。当時は、18歳以下1,800人と説明されてきましたが、今議会の遠山議員の一般質問で、対象者1,481人と答えられています。財源は公費負担で807万8,000円、全額免除した場合は、さらに800万円の公費負担が必要だという答弁でありました。現在、子育て支援の一つとして、国保税—18歳以下の子どもたちに国保税の免除を求

められております。福祉厚生常任委員会でこの間、国保税について学習会が行われてきました。18歳以下の全ての被保険者について100%減免することを、速やかに検討することとした決議案の議論も行われてきました。18歳以下の子どもたちの均等割はゼロという認識が示された私たちは受け止めております。決議案で示された、この18歳以下の均等割100%を減免、これを議員提出議案として明確に今回は示しました。どうぞ皆さん、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤克仁君） 全員賛成です。したがって、議員提出議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方から。

鈴木三男君。

〔7番 鈴木三男君登壇〕

○7番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。議案——議員、失礼しました、議員提出議案第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論させていただきます。加増議員の提出理由をお聞きしまして、確かに国民健康保険の被保険者、18歳以下の均等割100%というのは、現在の物価高等を考慮しますと、家計の負担を軽減するという意味では理解できるんですけども、しかし——しかしです。この条例改正は予算措置を伴うものです。予算編成については執行部に権限が委ねられております。したがって、予算措置を伴う条例の改正については、執行部の権限を侵害するおそれがあると思われますので、この理由からこの議案に対して反対をいたします。以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

関戸 勇君。

〔12番 関戸 勇君登壇〕

○12番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。議員提出議案第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。国民健康保険の仕組みについて、これまでも様々な問題、指摘をしてまいりましたが、おぎゃあと生まれた途端に、収入がなくても負担がかかるというのが、この均等割、この仕組みほど私は理不尽なものはないと思っています。少子化の克服が、今後の日本にとって重大な課題の一つでもある中、均等割という制度によって、子どもが多ければ多いほど子育て世帯に負担となる。これがこの国民健康保険税条例の均等割の制度です。取手ではこの均等割について軽減が図られ大きな前進をしていますが、今回の提案は、全て18歳以下免除するとい

うもので、全ての子育て世帯に適用される、そういう意味では負担軽減になるというふうに思います。また、先ほど反対討論の中で、執行部の権限の問題についてお触れになりましたが、そういう意味では、執行部が予算措置を伴う条例などを出す場合に、執行部としてその予算に関わる根拠、そういうものが求められるというのは決まっております。しかし、議員が提案するに当たって、そこについて執行権を脅かすというものではないというふうに考えられます。そこについての規定というのはありません。また、具体的に言えば、先ほど言った金額ですが、現在の県内断トツの基金という点からいっても、この基金のごく一部を取り崩すことで可能となるわけですから、ぜひここは思い切って踏み込むという意味でも、この条例をぜひ通していただければと思います。賛成討論とします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議員提出議案第4号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議員提出議案第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、議員提出議案第4号は否決いたしました。

日程第9 請願第43号 保育士等の処遇改善に関する請願

○議長（金澤克仁君） 日程第9、請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願を議題といたします。ここで、本日までに提出された追加署名の報告をします。請願第43号については、本日までに125人の追加署名が提出され、代表者外586人となりましたのでご承知願います。付託事件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、関川 翔君。

〔福祉厚生常任委員長 関川 翔君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（関川 翔君） 福祉厚生常任委員会に付託されました、請願第43号について、審査の経過と結果を報告します。まず、請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願についてです。まず請願者から請願内容の説明があり、その後、請願者に対する質疑に入りました。ある委員から、大学での説明会の様子を伺ったが、学生も保育士も——保育所を選ぶ際に、給与面などの条件を特に重要視されているという理解でいい

か、という質疑があり、これに対し、「学生は将来自分が勤めるに当たって、どういう勤務の仕方ができるのか、同じ仕事をするにも収入が何十万も違うということになると、どうしてもいいほうに流れていってしまうのが現状である」との答弁がありました。次に、園児の受入れができない状態の園もあるということだが現状の詳細は、との質疑があり、これに対し、「実際にゼロ歳・1歳の受入れの希望があるが、基準に沿って教員がそこまで配置できない。そのためにお断りをしているケースがうちの園でもここ2年続いている。ほかの園にも同じ状況があるということをアンケートで確認している」との答弁がありました。また別の委員から、資料の職員採用に向けての取組で、令和2年から説明会への参加人数が減少していると書いてあるが、この頃から極端に少なくなってきたという理解でいいか、との質疑があり、これに対し、「この時期から減り始めている傾向である」との答弁がありました。また別の委員から、資料で取手地区となっている守谷市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、利根町においては、実際どういう状況なのかという質疑があり、これに対し、「守谷市も龍ヶ崎市も同じように厳しい状況である」との答弁があり、この答弁に対し、各自治体で行っている独自の処遇改善等がない市が同じような状況という認識でいいか、との質疑があり、これに対し、「龍ヶ崎市では保育士等就労促進家賃補助というのがあり、守谷市でも新規採用保育士就労助成金ということで月額7,000円1年間のみというのがある。しかし、インパクトのある補助金制度などがなければ、学生には受け入れてもらえないというのが現状である」との答弁がありました。次に、執行部に対し、ある委員から、合同説明会を取手地区で開催し、参加人数はどんどん減ってきているようだが、現場にいる担当課としては、これまでの現状を見てきてどのように感じているのか、という質疑があり、これに対し、「合同就職説明会を毎年開催しているが、コロナ禍においては集まるのが難しく開催できなかった年があった。昨年度からはオンラインで直接ご自宅から園とつないで開催する形で実施してきた。民間の方や、関東近辺、近隣全部の保育関係の学校に参加のお願いをし、取手市のホームページや広報にも載せ、QRコードで誰でも入れるような形でいろいろ工夫はしているが、参加数は増えない現状である。参加者——参加者には、直接園とオンラインでつないでいるので、園の様子や先生のインタビュー等非常に工夫を凝らしている」との答弁がありました。また別の委員から、民間保育士の離職率の高さが非常に高いという資料があるが、公立の保育所の離職率はどうか、という質疑があり、これに対し、「公立においても全くゼロというわけではないが、民間に比べるとかなり低い」との答弁がありました。この答弁に対し、公立は民間よりも待遇がいいということなのか、という質疑があり、これに対し、「公立の待遇面は、公務員なので行政職の給与を支給している。また福祉——福利厚生面も民間の保育施設に比べると充実している。民間園の給与——民間園の給与が低い理由は、国の基準である公定価格というものがあり、この基準に応じて給与費というものを市から支払っているが、どうしてもその中でやり繰りしなければいけないという部分があり、独自でどんどん上げていくことがなかなか難しいことが要因にある」との答弁がありました。次に、取手市で民間幼稚園や保育園に対して出している補助金や助成金は、との質疑があり、これに対し、「令和4年から施行している取手市民間保育園等運営費補助金というのがあり、まず民間保育園

等職員給与改善費、こちらが経営基盤の安定及び職員の処遇向上を図るための経費として、ゼロ・1・2歳児を受け入れていて40人以上の定員がある園については、9万円掛ける——だいたい12か月分の支給がある。そして、民間保育園等格差是正費というのがあり、職員の労働状況の改善及び保育内容の向上を図るために要する経費として、土曜日に開設してる保育園で、時間掛ける日数掛ける910円掛ける職員数という形では支給している。トータルの金額が16園に支給しており3,175万820円。令和4年度の決算額になり、1園当たり約200万円である」との答弁がありました。3名の委員より賛成討論があり、請願第43号は、採決の結果、全員賛成で採択となりました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方いますか。

それでは遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。珍しく風邪らしいので、マスク着用で行います。請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願に対し、賛成討論を行います。私も加増議員も元保育士というところでは、2人とも公立保育所だったんですけども、しっかりその当時から、私たちは公私間格差是正の問題、それから処遇改善をと求めてきたところです。組合運動の中だったり、また議員になって複数回、これまでも取り上げてきたところです。そういった立場から大賛成です。今回、現場からの声として、切実な要望から提出されたこの請願です。請願事項に——請願趣旨はもう大方皆さんも御承知していると思います。私もたまたま今年、柏駅でこういうパンフを見つけたんですよ。

〔23番 遠山智恵子君資料を示す〕

○23番（遠山智恵子君） 何気なく見たんですけど、中見たら、「えっ、月額4万円の給与上乘せ、月額7万2,000円を上限とした家賃補助」、こういった——で、もちろんそれだけじゃありませんよ。保育士の方が子育て中であれば保育料の一部貸付けとか、そういったいろいろな複数の支援策が講じられてるとということが分かりまして、「やらなくちゃ、取り上げよう、久しぶりに」なんて思っていたんですけど、今回まで来てしまいました。

そういう意味では、まず、2点目の請願事項——2点目の、国及び県に対して、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書を提出してほしいという、これはこの後委員会でも全員賛成で通ったところです。そして請願事項1点目、取手市として、人材確保につながるよう保育士等に対し、処遇改善をお願いします。これ本音ですよ——とあります。常任委員会の中でも、いろいろこう意見交換といいますか、なりまして、そこで確認されたのは、確かに補助金計上されております。大分こう支援補助金——支援するようにはなってきたんですよ。その経過は、私も28年やってると、その間、本当にいろんなことがあってよ一くなってきたというのも本当承知してます。ただ、それを全体で保育士

の数とかで割っていったら、「えっ、1人僅か」という、1万円にもならなかったということがちょっとありまして、少額なことが確認できたわけです。そういう意味では、請願事項の1点目、2点目、しっかり執行部としても受け止めてほしいなと思います。以上で、賛成討論とします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

落合信太郎君。

〔11番 落合信太郎君登壇〕

○11番（落合信太郎君） 公明党、落合信太郎です。請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願、紹介議員であります。賛成討論をさせていただきます。岸田首相は、公明党代表の、保育士の確保、配置基準の見直しを含めた参議院代表質問に対し、現場で働く人々の処遇改善・業務効率化・負担軽減を進めていきたいと応じました。政府はしっかりと対応してもらいたい。保育所などをめぐっては、保育の受皿整備などによって待機児童が4年連続で過去最少を更新する一方、慢性的な保育士不足による保育の質の低下が懸念されております。共稼ぎ家庭の増加などで保育ニーズは依然として高いにもかかわらず、保育士の平均給与は全産業平均より約5万円低く、賃金アップ・処遇改善は喫緊の課題であります。保育士による児童虐待のニュースも相次いでおります。保育士さん等の業務は激務であります。本市を取り巻く厳しい状況下でも、他市に負けない安全安心で質の高い保育環境を引き続き守り抜いていただくためにも、その整備に一層努めるべきと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔5番 根岸裕美子君登壇〕

○5番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願について、賛成の立場で討論させていただきます。取手市が保育士空白地帯に陥っている現状は、本当に深刻さを増しています。取手市の厳しい財政状況も承知していますが、取手市の子どもたちの安全安心が脅かされる一歩手前まで来ていると感じます。実際、請願代表者の方のお話を伺って、本当に悲痛な叫びであると受け止めました。何とか知恵を絞って対策を打たねばならないと考えます。よって、本請願に賛成します。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

鈴木三男君。

〔7番 鈴木三男君登壇〕

○7番（鈴木三男君） 鈴木三男です。請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願に対して、賛成の立場で討論させていただきます。私も請願代表者からいろいろな状況をお伺いしまして、取手市の保育士不足が本当に深刻だというのが肌身で分かりました。請願代表者が述べてるように、取手市の保育士等の人材不足が深刻な状況です。各保育園・幼稚園でも人材不足のため、業務の効率化を図ったり職場の労働環境の改善に努めているようですが、依然として人材不足は改善されていないようです。また、新規職員の採用に向けて合同就職説明会を開催しても、二、三名ぐらいしか集まらないと。その原因が、近

隣の松戸、柏、そして、つくば市では、保育士等を確保するために、市独自の補助金を設けて人材確保をしているということですね。その結果、取手市の人材が周辺自治体に流れていき取手市が空白状態になっていると——空白地帯になっているということです。つまり、つくば市では職員が集まるんですけども、取手市ではかなり厳しいという状況です。保育現場でも、職員不足により園児の受入れを制限したり、園長が保育をしたり、あるいは預かり保育をして切迫した状況であると聞き及んでおります。質の高い幼稚園教諭、保育士を確保し、現場には心に余裕を持てるだけの職員数を確保し、保育士不足、人材不足を解消するためには、取手市独自の支援が必要であると考えます。また、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を国や県へ求めていくことも必要であると思っております。以上のことから、この請願に賛成いたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから請願第43号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。それでは本請願について採決いたします。請願第43号を採択することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第43号は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択された請願第43号の請願事項1については、執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を求めることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第10 意見書案 さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書 第 6 号 について

○議長（金澤克仁君） 日程第10、意見書案第6号、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、関川 翔君。

〔福祉厚生常任委員長 関川 翔君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（関川 翔君） 福祉厚生常任委員長、関川 翔です。意見書案第6号、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について、提案理由を説明いたします。人口減少により労働力不足が深刻化している中、保育業界においても、子ども・子育て支援制度創設以来、加速度的に保育士不足が進んでいます。特に茨城県南部の取手市は東京都・千葉県にも近く十分通勤圏内に位置するため、好条件の隣接地域への人材流出が深刻な問題になっています。各施設では、保育士等の人材確保のために様々な対策を立て、職場の労働基準の改善に努めてきました。しかし、依然として人材不足は改善されず、各施設の対策や工夫だけでは限界にきています。また、近隣自治体が独自で行っている保育従事者支援措置により、取手市はじめ、茨城県南部の人材が、千葉県・東京都に流れていき空白地帯となっているのが現状でございます。少ない人材を奪い合うのではなく、保育士等が勤務したくなるような魅力のある施策が必要です。保育の人材を確保し、十分な子どもの受入れを実現し、安全に質の高い保育を提供するために、認可保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善と人材確保は必要不可欠でございます。以上のことから、取手市議会は国及び政府及び県に対して、下記事項を実現するよう強く要望いたします。

記

- 1、国は、それぞれの地域で保育士等が格差なく、安心して勤務できるよう、各自治体の財政力に応じ、保育士等の処遇改善等の財政措置を講じること。
- 2、茨城県は、県外へ流出する人材を食い止め、保育の人員を十分確保するため、保育士等の処遇改善等に必要な予算措置を講じること。

以上、福祉厚生常任委員会を代表いたしまして意見書案の提出をいたします。全会一致の御賛同、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、意見書案第6号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第6号、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

午前 11時 58分休憩

午後 1時 05分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 意見書案 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について
第 7 号 へ

○議長（金澤克仁君） 日程第11、意見書案第7号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山です。意見書案第7号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。まず朗読したいと思います。

関東鉄道株式会社（本社：茨城県土浦市）は12月20日から、つくば市など茨城県内8市町を運行する路線バスを平日で8.5%減、土日祝日でも6.1%減便すると発表しました。

背景には、全国の路線バス事業を取り巻くバス運転士の人材不足があります。

大きな原因は、苛酷な労働条件（賃金・労働時間）にあります。2024年問題（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準『改善基準告示』改正）により、人材不足がより深刻になっています。

各自治体は、赤字路線のため廃止や減便された民間バス路線を補完する形で、バス会社に委託してコミュニティバスを運営してきましたが、バス運転士不足は自治体にも広がり、減便される事態になっています。憲法で保障されている移動の権利が脅かされており、民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく、国としての支援が求められています。

政府において、早急に、運転士の待遇改善も含めバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

というものです。実は一昨日、小堀で、職員とバス会社により説明会がありまして、住民が約70人参加し、活発な意見が交わされたと聞きました。またその場での発言で、住民の方から、「市がバス会社に少しでも補助金を出してあげたら続けられるんじゃないか」といったような質問といますか——意見に対して、説明会の終了後、お礼を言われたそうです、バス会社の方から、「いや、あんなふうに言っていて心強いというか、ありがたかった」と。で、そうしたことからもお分かりのように、今回このような意見書を

提出する提案理由の一つでもあります。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に対してです。国に求めるものですので、皆さんのご賛同得られますように、よろしくをお願いします。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山野井 隆君。

〔16番 山野井 隆君登壇〕

○16番（山野井 隆君） 国民民主党、会派みらい、山野井でございます。運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について、質疑をさせていただきます。この内容自体は、私も非常に大事なことでありますし、人材不足——日本の基幹産業、ほとんど大事なところに人がいないというのは現状なんですけれども、建設委員会でこの公共交通全般について、取手市内でどうあるべきかということを審議してきたわけでありまして、例えばタクシーなんかもコロナ禍を境に当然運転手が不足しておりまして、先日ニュースでやっております、7台のタクシーがあるのに、要するに乗る人というか、運転する人がいないと。そういう問題で、このバスに限定してしまわずに、公共交通全体についてを問題視した意見書にならなかったということで、この辺をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

〔16番 山野井 隆君質疑席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 遠山です。確かにそれを言われたら、返す言葉ありません。

〔笑う者あり〕

○16番（山野井 隆君） じゃあ返さなくていいですよ。

○23番（遠山智恵子君） 確かに——だから表題にあるように、そもそも運転士不足解消のための財政支援を求めたいということで意見書をまとめたわけなんです。先日、新聞報道されましたよね、減便って、要は運転手不足だということで。そこですかさず「ありゃこりゃ大変だ」ということで、私たち近隣市町村の議員同士でこういったことになったわけなんです。まずはということで、御賛同いただければ波及していくんじゃないでしょうか。

〔23番 遠山智恵子君答弁席に着席〕

○16番（山野井 隆君） なるほど。

○議長（金澤克仁君） 山野井 隆君。

○16番（山野井 隆君） 気持ちは非常に分かりますし、大事なことだと思うんですけど、例えばバス会社さんに対して、何かこうヒアリング、問題解決にはどのような動きを我々がしたらいいのかという、ヒアリングみたいのはやられましたでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 実は来週、私たち共産党、県議を先頭に近隣の市町村議員で

ヒアリングに出向くということになっておりまして、全く同じです。できれば一緒に行っていたいただいても思っていることなんですけど、またあとは、今回、今期最後の議会でもありますんで、皆さん一緒にここに集まることができたら、そういったことも必要じゃないかなと思っています。本当は昨日あたり守谷の営業所へ行ってみたいという話もあったんですけど、このとおり風邪を引いてしまっ行って行けなかったという、ちょっと経緯もあります。

[笑う者あり]

○議長（金澤克仁君） 山野井 隆君。

○16 番（山野井 隆君） ただ、本会議で全議員に賛同をいただく——この意見書でございますので、本来は順序が逆ではないかと。しっかり意見を聴いて、例えばですけども、今度選挙があつて改選をされて、もし戻ってくるがあつたならば——お互いにでございますが、そういうケースのときに3月にしっかり出すとか、そういう方向がいいとは思うんですね。それから、すみません、「憲法で保障されている移動の権利」というのが一文にありまして、この文にあまり突っ込むつもりもないんですけども、この憲法の移動の自由という解釈が、ちょっと私これ違うんじゃないかと。移動の制約を、これ、されてるわけではなくて、このサービスが不足して移動が困難になる人がいるというのと、これ解釈が違うと思うんですが、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私もちっとそういう情報を得られたので、早速ネットで見ましたらば、確認したんですけども、「移動権（交通権）とは、人が自由に移動する権利のこと。日本国憲法の第22条の「居住・移転および職業選択の自由」、第25条の「生存権」、第13条の「幸福追求権」などに関連した人権を集合した権利として定義されることがある。公共交通の利用をめぐる関連訴訟が起こされてきた経緯もあり、交通権と呼ばれることも多い」とありまして、憲法ひっくるめて、基本的人権ひっくるめてということで使われているということが再確認したところです。御理解ください。

○議長（金澤克仁君） 山野井 隆君。

○16 番（山野井 隆君） 私の憲法のこの解釈は、移動の権利を私的または公的に妨げられることに対する自由を保障するものだと思っておりますので、少しちょっと解釈違うなと思っております。分かりました。質疑は以上で終わります。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

染谷和博君。

[17 番 染谷和博君登壇]

○17 番（染谷和博君） それでは、遠山議員にお伺いします。これ建設経済常任委員会で加増委員が出されたときに、委員の皆様、誰一人賛同できなくて、委員会——委員会提出としての意見書にできなかったんですけど、その後検討して、内容は変えられたんでしょうか。

[17 番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 内容は検討せずにそのまま——そのまま取り上げております。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） 委員会の場で誰も賛同してくれなかったのに、内容を変えずそのまま同じものを出すというのは、いかがなものかという感じがするんですけども、その辺は全く検討は——お二人でしなかったんですか。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 委員会で、私たち——あくまでも委員会から意見書出せたらいいねということで取り組んだわけなんで——提出というか、皆さんに委員会の中で提起させていただいたんですが。ちょっとこの文言をこうしたら賛成できるとか、そういった話合い、ありましたっけ。

○17 番（染谷和博君） いやいやいや……。

○23 番（遠山智恵子君） ちょっとこんなふうにしたら——この文言だけ変えれば賛成できるとなれば、私たち幾らでも——幾らでも検討したんですけど、ちょっと確認されてません。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） 先ほど山野井議員が言われたように、やっぱり逆だと思いうんですね。しっかりヒアリングしてから、それから出されたほうがいいと思いますので、これ恐らく次の3月議会にきちっとした形でやっていただければ、委員会提出としてもできるんじゃないかなと思いますので、今回はちょっと残念かなという感じがいたします。

〔笑う者あり〕

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

入江洋一君。

〔19 番 入江洋一君登壇〕

○19 番（入江洋一君） 遠山議員に質問します。バス会社等、自治体が財政支援をすれば運転手不足が解消できるとした根拠は、何でしょうか。

〔19 番 入江洋一君質疑席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 入江議員——思ってますよ。

○19 番（入江洋一君） 何ですか……。

○23 番（遠山智恵子君） えっ、違う。だから私たちは、あくまでも国に——政府に求めたいと思ってこういう意見書案をつくった次第です。先ほど小堀の説明会で意見出したというのは、住民側にしたらば、ちょうど市の職員がいて、バス会社の方も何か2人来てくれたということなんですけど、そこで「ああ市のほうも少し補助金出したらいいのに」という、気軽に何か提案というか——したようです。それでそのあと、市のほうは何ももちろん答えられなかったと思いますが、急には。バス会社の人が「あんなふうに言ってくれてありがとうございます」というお礼言われたということで……

〔議場騒然〕

○23 番（遠山智恵子君） （続） やっぱりそれが本音だったんだろうなと思っています。

○19 番（入江洋一君） 違う、違う、全然答えていることが違う。

○23 番（遠山智恵子君） だから国に出すということよ。

○19 番（入江洋一君） もう一回聞いていい。

○議長（金澤克仁君） 入江洋一君。

○19 番（入江洋一君） 財政支援をすれば運転手不足が解消できるのか。ただそれだけで。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そもそも、いろいろな過去に事故がありましたよね。私はその頃からちょっと気にかけてたんですけど、それで働き方改革ということで、学校教員の方もそうですし、いろいろな分野でそういうのを見直そうと起きている。運転手というのもその一つだと思うんです。で、バス会社の人がお話では、一度、運転手希望ということで雇用したんだけど、何か1回2回やって、ちょっときつから辞めるということで、そういった話も、たしか執行部からだったと思うんですけど、そういう現実的な話も聞いておりますが、ブラック——働き方はブラックでは困る。そういう意味では財政支援、また処遇改善、そういったことがあれば、やりがいを持って少しでも運転手やれるんじゃないかなと思って、今回こういう意見書にまとめました。またずれてる……。

○議長（金澤克仁君） 入江洋一君。

○19 番（入江洋一君） ちょっとずれずれのずれですね。

〔笑う者あり〕

○19 番（入江洋一君） 運転手というのは、私でも遠山さんでも、バスだとかタクシーの運転ってできないと思うんですよ、ちゃんと免許を取ってやらないと。だから限られてるんですね。だから、財政支援をして、例えば運転手の給料がいいからといって来てくれるわけでもないんですよ。ですから、その辺のところをよく調査した上で、こういう大事な意見書というのは出すものだと思っております。以上です。

○23 番（遠山智恵子君） 以上ですって止めた——議長、一言返したい。

○議長（金澤克仁君） 今、質疑してないので——質疑してないので。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。

根岸裕美子さん。

〔5 番 根岸裕美子君登壇〕

○5番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。意見書案第7号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。バス運転手の人材不足の深刻さは市民生活に大きく影響する問題で、対策が必要なことは重々承知しております。しかし、この意見書にあるような緊急の財政支援をするだけでは容易に解決しません。構造的な問題や、様々に関連する要因が絡み合っている現状を打破するような、包括的な対策に着手する必要があります。苛酷な労働条件を是正する措置として、労働時間短縮という部分だけにメスを入れた形が2024年問題として浮上しており、財政支援だけでは全く問題は解決しません。もっと対策を練った上で意見書を提出する必要があると考えますので、本意見書には反対をいたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。意見書案第7号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について、賛成討論を行います。11月21日、関東鉄道株式会社は、12月20日から、つくば市など茨城県内8市町村を運行する路線バス、平日と土日を合わせ351の減便を実施、発表いたしました。その理由について、路線バス事業を取り巻く環境は、バス運転手不足やいわゆる2024年問題の影響により一層の運転手不足が想定され、やむなく減便を伴うダイヤ改正を実施するとしています。住民の方からは、「今でも便が少なく、駅に行くにも病院や買物に行くにもコミバスを使っても大変。今より便数が減らされれば陸の孤島になってしまう」、こうした声も、突然の減便発表に寄せられております。これまで取手市はじめ自治体は、民間バス路線を補完する形で、バス会社に委託してコミュニティバスを運行してきましたが、バス運転手不足は自治体にも広がり、減便される事態になっています。高齢化とともに免許返納者が増える中、住民の交通権を保障する地域公共交通の役割が一層多くなっています。そうした中で関東鉄道バスの減便は、住民の移動の条件を低下させ、地域全体の暮らしが脅かされています。私たちは、地域公共交通の整備は、住民の移動の確保とともに人と人の交流、コミュニティーを守り形成するものであり、交通は、経済や文化振興の可能性を広げ、豊かな地域社会をつくるまちづくりの土台だと考えます。そのためには、民間バス会社の企業努力だけで改善される問題ではなく、とりわけ中小の運行事業者にとっては深刻で、国としての支援が求められます。政府において早急に運転手の待遇改善も含め、バス会社と——先ほどタクシー会社と出されましたが、そうした会社と自治体への財政支援を強く求めるものです。以上、意見書案の賛成討論といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。——討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してく

ださい。

意見書案第7号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、意見書案第7号は否決されました。

日程第12 決議案第2号 国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について

○議長（金澤克仁君） 日程第12、決議案第2号、国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、関川 翔君。

[福祉厚生常任委員長 関川 翔君登壇]

○福祉厚生常任委員長（関川 翔君） 福祉厚生常任委員長、関川 翔です。決議案第2号、国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について、説明をさせていただきます。

少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、社会保険などの被保険者には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、国保財政負担の在り方にも留意しながら、市の国民健康保険税における配慮の必要性について検討する必要がある。

令和5年第4回定例会に議案として提出された産前産後期間の保険税の減額に係る条例の一部改正を契機に、さらに子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の推進を図る観点から、育児休業期間の財政的支援に配慮した減免措置の拡充及び18歳以下の被保険者の均等割額の減免措置の拡充について、取手市の子どもを産み育てる環境を整える必要性から、次の事項を求める。

- 1 国が育児休業を推進している状況を踏まえ、政令で定める産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額（単胎妊娠の場合4か月間、多胎妊娠の場合6か月間）に加え、市独自の施策として減額の期間を延長し、単胎妊娠、多胎妊娠とも12か月間分を減額するなど、拡充を速やかに検討すること。
- 2 18歳以下の被保険者均等割額については、政令で定める未就学児第1子の50%減額に加えて市独自施策で未就学児以外の第1子についても50%減免、第2子以降100%減免としている現状をさらに拡大し、18歳以下の全ての被保険者について100%減免とすることを速やかに検討すること。

以上、福祉厚生常任委員会を代表いたしまして提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております決議案第2号は、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから決議案第2号を採決します。採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

決議案第2号、国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13 決議案第3号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について

○議長（金澤克仁君） 日程第13、決議案第3号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

関戸 勇君。

〔12番 関戸 勇君登壇〕

○12番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。決議案第3号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について、提出をいたします。案文を読んで提案に代えたいと思います。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。既にガザ地区にある家屋の半数以上が破壊され、約220万人の住民の約80%が家を追われていると報道されている。国連のグテーレス事務総長は、12月6日に国連安全保障理事会に書簡を送り、パレスチナ自治区・ガザの「人道的大惨事」を回避するため、全面的な人道的停戦を宣言するよう安全保障理事会に対し求めた。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによるイスラエルへの無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集

団殺害)を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11月15日、「人道的な(戦闘の)一時休止」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対し民間人を犠牲にする軍事行動を即時停止するとともに安保理決議を遵守するよう、また、イスラエル・パレスチナ自治政府の双方に対し停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

茨城県取手市議会

以上でございます。よろしく御賛同をお願いします。

○議長(金澤克仁君) 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

染谷和博君。

[17番 染谷和博君登壇]

○17番(染谷和博君) それでは、提出者の関戸議員にお伺いいたします。関戸議員にお伺いできるのもこれが最後だと思うとちょっと寂しいですけども、お伺いいたします。この本文にあるように、11月15日、国連安保理事会のことが書いてありますが、その後の国連のほうはどうなつとるのでしょうか。

[17番 染谷和博君質問席に着席]

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

関戸 勇君。

[12番 関戸 勇君登壇]

○12番(関戸 勇君) 染谷議員の質疑にお答えいたします。既にニュースでも御存じのように、事務総長の訴えに基づいて国連安全保障理事会が開かれました。それで、この理事会でアメリカが拒否権を発動して、イギリスが棄権をしました。アメリカが拒否権を発動したことから、この回避する安保理の決議案は不採択となっています。以上です。

[12番 関戸 勇君答弁席に着席]

○議長(金澤克仁君) 染谷和博君。

○17番(染谷和博君) そうですね、関戸議員がおっしゃったとおりですが、この決議案は15か国のうち、日本・フランスなんか13か国が賛成でイギリスが棄権、そして常任理事国のアメリカが拒否権を行使したということで、決議案は否決されてしまいました——大変残念なことなんですけども。日本としてはここで賛成して頑張っていると思うんですが、なおかつ、このほかにどのようなことをすればいいとお考えでしょうか。

○議長(金澤克仁君) 関戸 勇君。

○12番(関戸 勇君) 今回の決議案は97か国が共同提案をします。そういう意味では、本当に深刻な事態を、即時停戦を求め、何とかとどめる、これ以上の惨状を防ぐ、こういうことからの、本当に多くの国々によるそういう意思が示されたものですが、残念だったというふうに思います。ただ、グテーレス事務総長は——グテーレス事務総長は、拒否権で否決をされましたが、引き続きこの問題をさらに求めていくんだという姿勢を明らかに

しています。国際的にもそういう声がさらに高まるものだというふうに思っています。それぞれの各国でも、日本などでも様々な集会、開かれています、そうした、やっぱり国際的な大きな世論をさらに広げるというふうになるのではないかというふうに思っています。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） これをお読みしますと、どちらかというときに本当にアメリカに呼びかけたほうが良いと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） そういう意味では、決議案ではなくて意見書として提出する。そういうことも検討しました。ただ、今の状況の中で、やはりそれぞれの議会でしっかり決議していくということが大変大事なことになるかなというふうに思って、今回の提案になりました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 関戸議員、大変ありがとうございました。この4年間、楽しく関戸議員とはいろいろやり取りできまして、ありがとうございました。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

佐野太一君。

〔2番 佐野太一君登壇〕

○2番（佐野太一君） 日本共産党の佐野太一です。決議案第3号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について、賛成の立場で討論いたします。今回の戦争の発端となったハマスによる無差別攻撃や人質は断じて許されるものではなく、人質は即時解放されるべきです。イスラエルはハマスの攻撃からの自衛を主張していますが、病院・学校・難民キャンプへの空爆、食料や水・電気・衣料品などの供給を妨害するなど、国際法違反を続けています。自衛権を盾に、ガザでのジェノサイドは決して許されるものではありません。こうした現状に、イスラエルはやり過ぎだが、どっちもどっちだと考える声も少なからずあるようではございますが、イスラエルは1967年の第三次中東戦争後からガザ地区を軍事占領し、その後、軍を撤退させましたが、2007年にはガザ地区を完全に封鎖し、貧困・失業・医療の制限、再三の大規模攻撃を行っていて、ガザは天井のない世界最大の監護ともいわれてきました。こうした歴史を踏まえて、封鎖す

る側のイスラエルの暴力と、それに抵抗するガザ地区側の現状を同率に捉えることは、あまりに無理があるのではないのでしょうか。今、世界では、イスラエルの行為に強く反対するデモや集会が行われ、その声が大きく広がっています。しかし、日本政府はイスラエルによる数々の国際法違反を批判せず、即時停戦も求めています。日本政府は直ちに国際法違反の行為をやめるよう求めるべきだと思います。ガザでは、刻一刻と失われる命が増えています。そのために、国際世論と一致させ平和を実現する——させるためにも、日本政府に対し、ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を尽くすことを求めることは重要と考え、本決議案への賛成討論といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから決議案第3号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

決議案第3号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会運営委員会、建設経済常任委員会、デモテック戦略特別委員会の中 間報告の件

○議長（金澤克仁君） 日程第14、議会運営委員会、建設経済常任委員会、デモテック戦略特別委員会の中間報告の件を議題といたします。議会運営委員会、建設経済常任委員会、デモテック戦略特別委員会の各委員長から、所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告したいとの申出があります。中間報告を求めます。

まず、議会運営委員長、佐藤隆治君。

〔議会運営委員長 佐藤隆治君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤隆治君） 議会運営委員長の佐藤隆治です。当委員会の中間報告をいたします。本委員会における調査した事件について、会議規則第45条の規定により、サイドブックに下記のとおり書いてあることで御報告をさせていただきます。

議会基本条例の見直しとして、令和5年5月19日、8月28日、10月16日、11月6日、11月24日の5日間を要して、議会基本条例の条文のうち、17項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行い、その結果、取組の検討・改善が必要となった協議事項をまとめました。検証の結果、取組・改善の必要性があったというのは7項目あり、いずれも条例改正の必要性まではございませんでした。その7項目につきまして

は、次のページの1ページから7ページまでを御参照してください。よろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 次に、建設経済常任委員長、染谷和博君。

〔建設経済常任委員長 染谷和博君登壇〕

○建設経済常任委員長（染谷和博君） 建設経済常任委員長の染谷でございます。建設経済常任委員会において、交通——もとい、公共交通空白地域の解消に向けた施策に関する調査を実施し、提言書をまとめましたので、速やかに執行機関に提出していただくよう金澤議長に依頼いたしました。内容といたしましては、サイドブックに掲載してあるとおりでございます。公共交通空白地域の解消に向けた提言書でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 最後に、デモテック戦略特別委員長、落合信太郎君。

〔デモテック戦略特別委員長 落合信太郎君登壇〕

○デモテック戦略特別委員長（落合信太郎君） デモテック戦略特別委員会中間報告書をサイドブックに掲載したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で、報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで議会運営委員会、建設経済常任委員会、デモテック戦略特別委員会の中間報告の件を終わります。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。

ここで、野口まちづくり振興部長より発言を求められておりますので、これを許します。まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 1点ご報告があります。令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の今後の対策について、11月29日の全員協議会で——議員全員協議会で総務部長より、今年度、勘兵エ堀排水路堤防かさ上げ工事の区間、長さ約200メートル実施すると説明させていただきましたが、勘兵エ堀排水路堤防かさ上げ工事の区間を延長することができるようになりましたので、御報告いたします。福岡堰土地改良区の勘兵エ堀排水路堤防かさ上げ工事の設計において、北側の田んぼ側、勘兵エ堀排水路の上流側の堤防かさ上げが、高さ60センチメートル以下で済む延長区間が長かったこと及び、下流側堤防のかさ上げを予定していた約120メートルにおいては、昨年度に遮水シート処理を実施しているため、高さ40センチメートルの堤防かさ上げと遮水シート処理をする施工で越水を防げることができるとの2点の設計理由で経費を抑えることができました。昨年度の堤防かさ上げ箇所100メートルの延長、下流側に約120メートル、上流側に約350メートルの合計470メートルの区間を施工することができるようになり、当初市が想定していた区間より約270メートル延長して、堤防のかさ上げをすることができるようになりました。この堤防かさ上げ工事の延長・内容で、福岡堰土地改良区理事会で承

認を得て、12月4日に施工業者が決定し、来年の1月から3月にかけて施工していくと、12月5日に福岡堰土地改良区より連絡がありました。今後についても、勘兵エ堀排水路堤防かさ上げ工事、並びに双葉団地西側の大夫落排水と勘兵エ堀排水の連絡水路及び南側の大夫落排水路の堤防かさ上げ工事について、県南農林事務所、福岡堰土地改良区と引き続き協議して複数年に分けて実施する予定で取り組んでまいります。以上、報告させていただきます。

○議長（金澤克仁君） 次に、令和6年2月14日の任期満了をもって、取手市議会議員の勇退を表明されている2人の議員に発言を求めます。なお、この発言によって、公職選挙法第10条に定める被選挙権の行使を妨げるものではありませんので、御承知おきください。

まず、関戸 勇君。

〔12番 関戸 勇君登壇〕

○12番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。議会最終日に当たり、貴重な発言の機会を与えてくださり、ありがとうございます。私は昭和50年——1975年、戸頭団地が出来て、東京から越してまいりました。妻は、東京でも知られていた、優れた取手の保育内容、私は大河・利根川の魅力に引かれ、この取手に移り住みました。私が自然環境に興味を持ったのは父の影響によるものです。父は、生まれて間もなく両目を失明、全盲です。目の見えない父が困らないように、父のおやじのおやじ——祖父母ですね、が、大人になっても困らないように、まき割り、飯炊き、掃除、洗濯、すぐ近くの川での水泳、魚取り、植物は葉の大きさや形、木の肌、そういうところまで触って匂いを嗅いで、そういうふうに父に教えたそうです。その父の影響で、私は目の見えない父が針やマッサージの治療で——職業にしていたので、脳卒中で倒れ半身不随の患者さんを自転車に乗れるまで回復するような、そういう——往診というんですかね、今で言えば、そういう治療に出かける。小さな4歳ぐらいから、おやじの手を引いて、そういう出張について行きました。そのときに、初夏は蛍、あるいは夏、蝉、コオロギの鳴き方・声の種類、鳥の種類、色、こういうものも含めていろいろ教えていただきまして、これが私の原点にあります。

さて、戸頭団地に来て、住みよい町をつくろうと最初に始めたのが、単線の関鉄を複線化する運動です。この取組です。地元の高梨議員【OK】や下高井の広瀬誠之議員【OK】、あるいは野々井の長塚麒一議員【OK】、こういう議員にも呼びかけ、複線化期成同盟を結成し、水海道から取手まで各駅に立って、署名をみんなで取ったのを思い出します。そういう運動の結果、複線化を実現することができました。また、地域でも様々な願い、特に公民館を造る、図書館を造る、これらも大変大きな運動で皆さんと一緒に取り組みました。29年前の阪神淡路大震災、あの震災の実情、そしてあの震源地にあった多くの団地のそういう被害の状況、そういうことから、やはりいつ起きても不思議ではない最悪の事態に備える。そういう防災活動にも地域の皆さんと取り組み、防災ステーションも団地の中に造ることが出来ました。さて、議員としていつもこの間、自分に問うのが、難しい案件の採択です。この議案、あるいはその案件にとって、案件をどういう立場で採択するか、私は絶えず市民にとってどうなのか、これをいつも判断の基準にして態度を表明

してきたつもりです。議員を辞しても、安心して住み続けられるまちづくりというのは、ずっと皆さんと一緒にやっていきたいと思っています。また、残されている良質な自然環境を守り、こうした環境を皆さんにも紹介しながら、今度はマコモダケもしっかり作りたいと思っています。3期12年、市議会議員として今日まで活動できましたことに感謝を申し上げます。本当に皆様に感謝をいたします。皆様のこれからの活動を祈念し、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手する者あり〕

○議長（金澤克仁君） 次に、齋藤久代さん。

〔21番 齋藤久代君登壇〕

○21番（齋藤久代君） 皆様、それでは最後の御挨拶をさせていただきます。先日、一般質問のときに、市長をはじめ、また教育長、執行部の皆様方には御挨拶申し上げましたので、私は今日は議会事務局の皆様、まずお礼を申し上げたいと思います。吉田局長、そして議会事務局の皆様、本当にお世話になりました。皆様のおかげで、議員として自分の力を十分に発揮できたと思っています。特に議長時代に、皆様と一緒に挑戦した議会改革度調査ランキングにおきまして、全国1位を勝ち取ることができたということは、これは本当に議会事務局の皆様と一緒に力を合わせた成果だったなというふうに思っています。本当にありがとうございました。これからも議員の皆様を支えていただき、議会のためにいい仕事をしていただきたいなというふうに思っています。お世話になります。よろしく願いいたします。

そして、同僚の議員の皆様、本当にお世話になりました。5期20年、本当に様々なことがございまして、合併の前から、そしてリーマンショック、そして3・11、そして次にはコロナということで、皆様と一緒にいろいろな難局を乗り越えてきたかなというふうに思います。右から左まで本当に論客がたくさんいらっしゃる議会で鍛えられました。私はこのたび議会を引かせていただきますが、どうぞ皆様方がこの場に戻ってこられるよう、心より願っております。そしてその願いを込めまして、ここで皆様方にエールを送りたいと思います。どうぞ皆様、御起立お願いいたします。

〔議員起立〕

○21番（齋藤久代君） よろしいでしょうか。大丈夫ですか。それでは、齋藤久代、5期20年にわたり皆様方に大変お世話になりましたが、このたび、この議場を去ることを決意いたしました。つきましては、ここにおられる同僚議員の皆様が、必ずこの議場に戻ってこられますことを御祈念いたしまして、エールを送ります。よーい、「フレイ、フレイ、ギ・カ・イ」「フレッフレッ、ギ・カ・イ、フレッフレッ、ギ・カ・イ」「フレイ、ギカイ」頑張ってください。ありがとうございました。

〔拍手する者あり〕

〔議員着席〕

○議長（金澤克仁君） 以上で発言が終わりました。関戸 勇議員、齋藤久代議員、長い間お疲れさまでした。

これで、令和5年第4回取手市議会定例会を閉会します。

午後 2時 01 分散会及び閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

速報版 ● 本校正